

2016年度SJC建議事項への検討意見(韓国政府の回答)

| | | |
|-------------|--|--|
| 課題番号 1 | 通常賃金の定義及び計算方法 | |
| 関係部処 担当者 | 雇用労働部 賃金勤労時間改革推進団 ソ・ユリ事務官(044-202-7547) | |
| 検討 意見 | 検討結果 | 部分受入 |
| | 検討内容 | <p><input type="checkbox"/> 現場の不確実性解消に向けた通常賃金に関する勤労基準法改正案(金武星議員発意)が成立見送りとなった。</p> <p><input type="checkbox"/> 大法院全員合議体判決('13.12)及び労使政合意('15.9)を反映し、通常賃金の定義要件を明確に提示する。</p> <p><input type="checkbox"/> 全員合議体判決内容及び趣旨に則って賃金構成を単純化し、</p> <p><input type="checkbox"/> 労使発展財団の職務・成果中心の賃金体系再編コンサル等を通じ支援する。</p> |
| 推進 計画 | 推進 計画 | <p><input type="checkbox"/> 通常賃金に関する立法案の早期成立を推進する。</p> <p><input type="checkbox"/> 職務・成果中心の賃金体系再編が行われるよう支援する。</p> |
| | 推進完了 予定日 | |
| | 推進日程 | |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 2</p> | <p>就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>雇用労働部 勤労基準政策課 カン・コムン書記官(044-202-7544)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 就業規則は勤労関係の主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約と異なり、使用者によって一方的に定められるため、 ○ 勤労条件の不利益な変更がある場合は、既存の勤労者の信頼保護及び使用者の恣意的な契約変更を防止するため、勤労者集団の同意規定を撤廃することには慎重な検討が必要である。 □ 法改正とは別に2015年9月の労使政大妥協により、就業規則の変更基準と手続き及び社会通念上合理性有無に対する具体的な解釈指針を発表した。('16.1.22) ○ 同指針の就業規則の不利益変更の際、原則として勤労者から同意を得ることとし、 <ul style="list-style-type: none"> - 労働組合等が同意権を乱用する等社会通念上合理性のある場合、勤労者集団の同意手続きなしでも有効であるという解釈基準を提示する。 |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> |
| | <p>推進日程</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>課題番号 3</p> | <p>有給休暇の買取禁止</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>雇用労働部 賃金勤労時間改革推進団 チェ・スンフン事務官(044-202-7546)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 有給休暇の買取補償を禁止する場合、有給休暇を活用できず、かつ補償も受けられない結果を招きかねない。 *年次有給休暇消化率の低迷(2012年 46.6%、韓国文化観光研究院)</p> <p><input type="checkbox"/> 未使用の年次有給休暇の買取制度を撤廃する方策については、慎重な検討が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> また、就業規則は勤労関係の主な内容を盛り込んでいるにもかかわらず、団体協約と異なり、使用者によって一方的に定められるため、 <input type="checkbox"/> 勤労条件の不利な変更がある場合は、既存の勤労者の信頼保護及び使用者の恣意的な契約変更を防止するため、勤労者集団の同意規定を撤廃することには慎重な検討が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> 労使自らが現行の「年次休暇使用促進制度(勤労基準法第 61 条)」を積極的に活用し、 * 年次休暇使用促進制度を通じ、勤労者に通知する等正当な手続きを経た場合には、買取しないことも可能である。</p> <p><input type="checkbox"/> 休暇使用文化を定着させ、年次休暇消化率を向上する必要がある。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> <p><input type="checkbox"/> 休暇使用率向上等働き方や労働文化の改善に向けた政府レベルのキャンペーン・広報活動実施(年中)</p> <p><input type="checkbox"/> 休暇活性化に向けたモデルの開発・拡大(年中)</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> <p>2016年 12月</p> |
| | <p>推進日程</p> <p><input type="checkbox"/> 「一家両得(* 訳注:「一挙両得」に因む)」キャンペーン及び長時間労働の改善に向けたPR持続的に展開、休暇モデルの開発・拡大推進(年中)</p> |

| | | |
|------|-------------|--|
| | 課題番号 4 | 非正規職の使用期間制限延長 |
| | 関係部処 担当者 | 雇用労働部 雇用差別改善課 パク・ヨン書記官(044-202-7574) |
| 検討意見 | 検討結果 | 長期検討 |
| | 検討内容 | <p>□ 期間制勤労者の使用期間を巡り、労使間で激しく対立 *し、労働市場に及ぼす影響の大きい問題であるため、制度変更については慎重な検討が必要である。</p> <p>* 野党・労働界は期間制勤労者の使用期間を縮小(2→1年)もしくは、欠員代替等の場合に限って期間制勤労を許容しようという立場(使用事由制限)</p> <p>* 使用期間の延長(2→4年)法案は、第18代国会に提出されたが、労使の意見の隔たりは大きく、常任委員会に上程されず廃案となった。</p> <p>○ ただし、政府・与党は同じ職場で2年以上の勤務を望む勤労者の意思を勘案し、現行の2年使用期間制限原則は維持しながら、</p> <p>- 35歳以上の勤労者が望む場合、最大2年まで延長できる改正案を提出('15.9.16、李仁済議員発意)、現在国会での成立は見送りとなった。</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | □ 期間制法改正案に対し、労働界・野党の反対している部分に係る説得等引き続き立法に取り組む。 |
| | 推進完了予定日 | |
| | 推進日程 | |

| | |
|---------------------|--|
| <p>課題番号 5</p> | <p>租税審判院での「再調査」決定による処分官庁での再調査 (租税審判院での「再調査」決定による処分官庁での再調査結果は、 賦課取消もしくは更正(減額決定)が出るよう国税基本法に明文化)</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部 租税法令運用課 チャン・テヒ事務官(044-215-4152)</p> |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 租税審判院での「再調査」決定は認容とは異なる処分である。</p> <p>○ 建議内容を受け入れる際、再調査は事実上認容と類似な形となる。</p> <p><input type="checkbox"/> 再調査は当初、処分の適法性を再調査することを意味し、</p> <p>○ その結果によって認容だけでなく、既存の処分維持あるいは変更された処分も可能である。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、再調査決定による後続処分については</p> <p>○ 直ちに行政訴訟を可能にし、(2014 年法改正)迅速な納税者救済及び国税行政の効率化を図る。</p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 6</p> | <p>国際取引情報の統合報告書の提出期限の延長</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部 国際租税制度課 ソン・ヘヨン事務官(044-215-4422)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> <p>□ 現行の改正法令においては、やむを得ない事由が発生 *した際、 1年の範囲内で提出期限を延長できると示されており、 * ①火災・災害及び盗難の発生、②事業が重大な危機的な状況に置かれた場合、③関連帳簿・書類が権限を持つ機関に押収あるいは領地された場合、④国外特殊関係人の課税年度終了日が到来していない場合、⑤資料の収集・作成に相当な時間がかかり、期限まで資料を提出できない場合等。</p> <p>○ 必要の際、関連規定に従って提出期限を延長できる。 ⇒ 国際取引情報統合報告書の提出義務が追加される初年であることを勘案し、義務者の提出期限の延長申請時に特別な事情がない限り、延長承認をするよう課税官庁 *に協力を要請する。 *管轄税務署長が提出期限の延長を承認できる権限を持つ。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画 □ 該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日 □ 該当なし</p> |
| | <p>推進日程 □ 該当なし</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 7</p> | <p>法人名義の業務用車両に対する費用認定基準の緩和</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部 法人税制課 キム・デヨン事務官(044-215-4221)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 ①・②・③は受入困難、④は現行充分</p> |
| | <p>検討内容</p> <p>① 日系外国投資法人に対する業務用車両関連費用の認定基準緩和</p> <p>② 本国から派遣され韓国に移住する外国人の使う車両に対する業務用車両関連費用の認定基準緩和</p> <p>③ 車両運行日誌の作成の際、業務上の使用とその他使用等が分けにくいいため、現実を考慮</p> <p>④ 私有車両の運行は、上記の基準の適用排除</p> <p><input type="checkbox"/> 業務用車両に対する費用認定基準は、外国投資法人を含むすべての国内法人にも同様に適用する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 外国投資法人あるいは外国人のみを対象に基準を緩和すれば、国内企業等に対する逆差別問題が発生しかねない。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、業務用車両に対する費用の損金不算入特例制度は今年初めて施行される制度で、必要な部分は引き続き補完していく予定である。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務用車両に対する費用認定基準は、法人所有の車両のみを対象とし、現在も個人の私有車両は適用対象ではない。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進日程 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 8</p> | <p>課税官庁による税務調査実務の改善</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>国税庁 監査担当官室 ファン・ナムク書記官(044-204-2602) 国税庁 納税者保護担当官室 ク・ジョンボン事務官(044-204-2713)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入済み</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>① 調査過程で不十分な調査により課税がなされた場合、担当調査官だけではなく、上司の人事考課に反映していただきたい。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査過程で不十分な調査により課税した後、租税不服請求による行政審で納税者の主張が認容決定された場合、</p> <p>○ 個別監査を通じ、不服認容の原因を分析して責任があるとされた担当調査官を問責しており、管理責任のある管理者も問責している。</p> <p>② 税務調査後、独立部署の担当者が調査対象会社を訪問し、調査担当者の不当行為及び調査手順に違反した事例があったかをアンケートしていただきたい。</p> <p><input type="checkbox"/> 税務調査終了後に独立性の保障された納税者保護担当官が税務調査対象企業に対し、不満と建議事項等を聴取する等モニタリング制度を施行している。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p><input type="checkbox"/> 税務調査モニタリングを持続的に実施する。</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | |
| | <p>推進日程</p> | |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>課題番号 9</p> | <p>関税の更正や修正申告時の修正税金計算書の発行について</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部 付加価値税制課 キム・トンウォン主務官(044-215-4246)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>長期検討</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>□ 修正輸入税金計算書発行規定(付加価値税法第 35 条)を改正した趣旨は、税関長が関税調査等を通じて税額を徴収する場合であり、</p> <p>○ 輸入者に帰責事由がある場合には、修正輸入税金計算書を発行できないよう付加価値税の仕入税額控除を許可しないことで誠実申告を誘導し、誠実申告者との公平性のために導入したものである。</p> <p>□ ただし、建議事項(輸入者に帰責事由がないことを証明する部分)については、制度で補完する部分があるかを関税庁と継続的に協議していく予定である。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | |
| | <p>推進完了 予定日</p> | |
| | <p>推進日程</p> | |

| | | |
|---------------------|--|--|
| <p>課題番号 10</p> | <p>過少資本税制の適用基準強化</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部 国際租税制度課 ソン・ヘヨン事務官(044-215-4422)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 過少資本税制に従って課税している事例がほとんどなく(現状 3 倍適用時)、制度の実効性の確保のため過少資本税制の適用基準を 2 倍に強化(変更)する。 <input type="checkbox"/> また、最近 OECD 加盟国が自国の課税権保護に向けて過少資本税制を強化する傾向 *を見せていることから、韓国も過少資本税制の適用基準を強化する必要がある。 * 豪州は'14 年法改正により過少資本税制の適用基準を従来の 3 倍から 1.5 倍に調整し、制度を一層強化した。 <input type="checkbox"/> そして、韓国企業の平均負債割合を勘案して借入金の倍数基準を 3 倍から 2 倍に引き下げたため、同基準は適切であると判断される。 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 11</p> | <p>外国人投資に対する法人地方所得税減免の改正</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>行政自治部 地方税特例制度課 ソン・ヨンソク主務官(02-2100-3628)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p> <input type="checkbox"/> 法人地方所得税に対する税額控除・減免整備は、地方の自主財源拡充及び課税自主権強化に向けて協議*を経て排除したもので、国家政策的事項である。 * 中央・地方間財源調整対策（'13.9） </p> <p> <input type="checkbox"/> 地方税特例の整備方針は、社会的脆弱層等政府の支援が必ず必要な分野に限って現状水準を維持あるいは減免幅を最小限に運営することが原則である。 </p> <p> <input type="checkbox"/> 外国人投資法人に限って法人地方所得税減免規定を新設することは、他の法人との公平性等を比較した際、受入れ難い。 </p> <p> <input type="checkbox"/> とりわけ、地方所得税はある種租税恩典で、地方税特例制限法の手続きにより徹底的に審議・決定する必要があり、 </p> <p> <input type="checkbox"/> 法律で定められた手続き以外の方式による減免要求は原則として受け入れることはできない。 </p> <p>* 外国人投資減免：年間345億ウォン（'14年決算、取得税(100%)、財産税(100%)、租税特例制限法第121条2項）</p> <p style="text-align: center;"><地方税減免策定手続></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・(行政自治部)地方税減免基本計画策定→地方財政負担審議委員会及び国務会議審議を経て中央行政機関に通知(毎年2月末) ・(中央行政機関)減免建議書(新規減免)、減免評価書(期限到来既存減免)を行政自治部長官に提出(毎年4月20日限) ・(立法推進)減免建議案に対する自治体、有識者意見受入及び地方財政負担審議会、国務会議を経て政府立法案を国会提出 </div> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 12</p> | <p>国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求制度の改善</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部 国際租税制度課 ソン・ヘヨン事務官(044-215-4422)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 現行充分</p> |
| | <p>検討内容</p> <p><関税→国税 更正請求></p> <p><input type="checkbox"/> 「国際租税調整に関する法律(以下、国租法)」第 10 条の 2 の①による国税の正常価格と関税の課税価格との調整のための更正請求対象は、</p> <p>○ 税関長の更正処分により変更された関税の課税価格と、申告された 国税の課税標準となった取引価格の間で差が発生した場合である。</p> <p><input type="checkbox"/> また、'14.11.23. 「国租法」第 10 条の 2 の②を改正して国税と関税の課税価格間調整のための更正は関税課税価格が国租法上、正常価格として認められる場合であることを明確にした。</p> <p><国税→関税 更正請求></p> <p><input type="checkbox"/> 「関税法」第 38 条の 4 第 1 項による国税の正常価格と関税の課税価格間の調整のための更正請求対象は、</p> <p>○ 地方国税庁長あるいは税務署長の更正処分または国税庁長の事前承認(APA)により関税の課税価格と、申告された国税の課税標準となった取引価格の間で差が発生した場合である。</p> <p><input type="checkbox"/> また、「関税法」第 38 条の 3 第 2 項に従って関税価格の更正は、該当輸入物品の取引価格調整方法と計算根拠等が関税法上課税価格*として認められる場合であることを明確にした。</p> <p>* 第 30 条から第 35 条までの課税価格決定方法</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進日程 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 13</p> | <p>最低限税率の増加の抑制</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部租税特例制度課 イ・ジュソク事務官(044-215-4133)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 長期検討</p> |
| | <p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 韓国政府は持続的に非課税・減免整備を推進しており、</p> <p><input type="checkbox"/> それにより国会等の議論を経て'12・'13年に最低限税率を引き上げた。</p> <p><input type="checkbox"/> 最低限税率は、非課税・減免制度の総合的な運営方向とともに検討する必要のある事項である。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進完了 予定日 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |
| | <p>推進日程 <input type="checkbox"/> 該当なし</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 14</p> | <p>信用保証基金宛の基金拠出義務の適用除外若しくは料率軽減</p> |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>金融委員会 産業金融課 イ・ジョンリム事務官 (02-2156-9752)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/>金融機関の拠出制度は、</p> <p>①保証制度を通じ中小企業の資金融通を円滑にするだけでなく、 ②信用情報の効率的な管理・運用を通じた信用秩序を確立するとの趣旨で、信用保証基金・技術信用保証基金法に基づき金融会社から徴収</p> <p><input type="checkbox"/>拠出料は、基本的に国内銀行、海外銀行に差を付けず法律に基づき銀行が取り扱った「与信」に対して同等に賦課</p> <p><input type="checkbox"/>又、前述通り、拠出料には保証に対する費用の性格以外に中小企業支援や社会インフラ構築の目的もあるだけに、拠出免除や保証貸出に比例した拠出料賦課等は受入困難</p> <p><input type="radio"/>参考までに、現在も技術金融実績等によって拠出料を加減する等、拠出料差等賦課制度は一部導入中</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画 該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日 該当なし</p> |
| | <p>推進日程 該当なし</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>課題番号 15</p> | <p>預金保険料率の軽減及び外貨建預金の適用除外</p> |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>金融委員会 構造改善政策課 アン・ナムキ事務官(02-2156-9453)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p>□(預金保険料率の軽減)今後、金融会社の不良に効果的に対応し、金融安定機能を維持するためには、十分な基金を積み立て損失負担能力を確保するのが重要であるため、基金の主要財源である預金保険料の軽減は受入困難</p> <p>○又、預金保険料率★軽減は社会的合意を通じて金融業界が共同負担することにした金融構造調整関連の公的資金及び預金保険基金の財源づくりのための負担を国民(税金)に転嫁する結果を招く恐れがあり、現時点での緩和は困難</p> <p>* (銀行) 特別寄与金:0.1%、預金保険料:0.08%</p> <p>□(外貨建預金の適用除外)銀行の外貨建預金を預金者保護対象としたのは、銀行のウォン預金及び他の金融業圏の外貨建預 金商品との公平性を図るための国家政策事項であり、外貨預金の適用除外は受入困難</p> <p>○参考までに、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、香港、イタリア、オランダ、スペイン、中国等、多くの国が外貨建預金を保護中</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画 該当なし</p> |
| | <p>推進完了 予定日 該当なし</p> |
| | <p>推進日程 該当なし</p> |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>課題番号 16</p> | <p>非上場、かつ単一株主である金融投資会社に対する社外取締役選任義務の免除、若しくは筆頭株主又は系列会社の役職員の社外取締役選任</p> | |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>金融委員会 金融政策課 ソ・ジュン事務官 (02-2156-9713)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>□「金融会社の支配構造に関する法律」(以下、「支配構造法」)の目的は、「金融会社の健全な経営と金融市場の安定化を図るとともに、預金者、投資者、保険契約者、その他の金融消費者を保護すること」</p> <p>→支配構造法は、個々の金融圏毎に差がある現行の支配構造規律を統一かつ体系的に整備したもの</p> <p>□①金融市場・金融消費者への影響、②金融会社間の公平性、③現行の規制水準との比較、④社外取締役の資格要件等を総合的に考慮すれば、建議内容は受入困難</p> <p>①一定規模以上の金融投資会社は株主のみならず、金融市場、金融消費者にも影響を及ぼす→取締役会の経営陣牽制・監視機能を強化する等、支配構造の透明化・健全化が重要</p> <p>②支配構造法における社外取締役選任関連条項は、金融投資会社のみならず、銀行、保険会社、与信専門金融会社等にも適用→金融投資会社の社外取締役選任義務免除等は公平性を問われる可能性あり</p> <p>③支配構造法は現行の資本市場法上の社外取締役選任と類似した水準→規制水準が過度とは考えにくい</p> <p>④社外取締役の資格要件は独立性と専門性であるため、独立性が保障されない筆頭株主等の社外取締役選任は困難</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | |
| | <p>推進完了 予定日</p> | |
| | <p>推進日程</p> | |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 17</p> | <p>「金融会社の情報処理及び電算設備の委託に関する規定」の一部内容の改正（出力業務に関連した金融監督院監督権の強化）</p> | |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>金融委員会 電子金融課 コ・ソンヨン事務官 (02-2156-9932)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>□「金融会社の情報処理及び電算設備の委託に関する規定」は、金融会社等が情報処理を委託する際に必要な具体的な手続きや順守事項等をつくるためのもので、</p> <p>○金融取引情報保護の原則を維持する範囲内で金融会社の手続き面での負担を最大限軽減できるように改正・施行(2015.7)している</p> <p>□建議の「出力」が他のIT基盤情報処理行為(情報の生成・保存等)に比べ情報流出リスクが高く、例外として制限しなければならないとは客観的に考えにくい</p> <p>○又、国外で「出力」して国内に搬入する費用等を考慮すれば国内中小印刷企業への影響は制限的であること等を考えると、「出力」のみを制限するように委託規定を改正するのは難しいと思われる</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>該当なし</p> |

| | | |
|---------------------|--|--|
| <p>課題番号 18</p> | <p>外国銀行支店に対する預貸率規制の緩和 (2015年9月、金融委員会は外国銀行支店の場合、本・支店間の長期借入金(契約満期1年超過)が預受金に含まれるように改善するとの内容を発表したが、施行時期が不明確)</p> | |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>金融委員会 銀行課 キム・ユンヒ事務官 (02-2156-9812)</p> | |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p><input type="checkbox"/>本・支店長期借入金(満期1年超過)については、預貸率算定の際に預受金と認める内容に銀行業監督規定(第26条第1項第3号)を改正中</p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p><input type="checkbox"/>規定変更予告:2016年4月14日～5月4日 <input type="checkbox"/>自主規制審査及び規制改革委員会審査:2016年5～6月初 <input type="checkbox"/>金融委員会の議決:2016年6月中 <input type="checkbox"/>施行:2016年7月30日</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>2016年6月中</p> |
| | <p>推進日程</p> | |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 19</p> | <p>国内における外貨実需要のための外貨貸出の容認</p> |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>企画財政部 外国為替制度課 キム・サンヨプ事務官(044-215-4751) 韓国銀行 国際総括チーム ソ・マンホ次長(02-759-5762)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外貨貸出の用途制限は、過度な外貨借入を抑え金融システムの安定性を高めるための措置で、現時点での緩和は困難 <input type="radio"/> 過度な外貨借入は金融不安時に急激な資本流出による資本流出入変動性の拡大を招く可能性がある <input type="radio"/> 特に、最近米FRBの通貨政策の正常化、中国の金融・経済不安等により国際金融市場の変動性が拡大した状況を考慮すれば、もし外貨貸出規制緩和がこのような問題を引き起こす場合、対外部門の脆弱性を大きく増大させる恐れがある <input type="radio"/> 又、国内企業の立場から見ても、ウォン貸用途の外貨貸出の際、ウォン安による為替リスクへの露出等で元利金返済負担が加重される恐れもある <input type="checkbox"/> 但し、中小製造業者の場合、既存の貸出限度以内で国内施設資金に対する外貨貸出を許容 <input type="radio"/> 海外からの直接借入が難しい点や韓国製設備産業育成の必要性等を考慮 |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画</p> <p>-</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> <p>-</p> |
| | <p>推進日程</p> <p>-</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>課題番号 20</p> | <p>先物為替ポジション限度規制の緩和若しくは撤廃</p> |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>企画財政部 外国為替制度課 キム・サンヨプ事務官(044-215-4752) イム・ジェジョン事務官(044-215-4751)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> <p>検討中</p> |
| | <p>検討内容</p> <p> <input type="checkbox"/>先物為替ポジション関連の短期外債の増加等、システムリスクを遮断し、外為部門の健全性を高めるために2010年、先物為替ポジション制度を導入 ※外国銀行支店の場合、主に国外本店からの借入により外貨資金を調達している特殊性を反映し、国内銀行に比べ限度設定における特例を認定(国内銀行:自己資本の30%、外国銀行支店:自己資本の150%) <input type="radio"/>その結果、短期外債の比重が減少する等、制度導入のプラス効果達成 <input type="checkbox"/>但し、米国の金利引き上げや中国の景気減速等、対外環境の不確実性を考慮し、 <input type="radio"/>先物為替ポジションを含むマクロ健全性措置全般について改編方針を検討中 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> <p> <input type="checkbox"/>銀行、証券会社、総合金融会社の建議事項を収集 <input type="radio"/>先物為替ポジション等のマクロ健全性措置に関する金融機関の建議事項を収集し、制度改編に参考 <input type="checkbox"/>企画財政部、金融委員会、金融監督院、韓国銀行で構成される「外国為替健全性制度改編T/F」を運営し、制度改編について議論 </p> |
| | <p>推進完了予定日</p> <p>2016年6月</p> |
| | <p>推進日程</p> <p> <input type="checkbox"/>「外国為替健全性制度改編T/F」運営(2016年1月～) <input type="checkbox"/>銀行、証券会社、総合金融会社の建議事項を収集 </p> |

| 課題番号 21 | 外国為替健全性負担金制度の緩和若しくは廃止等 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|-----|-----|------|------|------|------|-----------------|--|------------------|-----------------|
| 関連部処 担当者 | 企画財政部 外国為替制度課 キム・サンヨプ事務官(044-215-4752) イム・ジェジョン事務官(044-215-4751) | | | | | | | | | | | | |
| 検討意見 | 検討結果 | 既に受入 | | | | | | | | | | | |
| | 検討内容 | <p> <input type="checkbox"/> 国外本支店からの外貨借入の割合が高い外国銀行支店の資金調達の構造的特性を考慮し、 <input type="radio"/> 外国銀行支店の本支店長期借入金(乙基金認定分)を資本金に擬制し賦課対象負債から除外する等、制度設計の際に既に外国銀行支店の特殊性を反映済み <input type="checkbox"/> 又、SJC等の建議事項を反映し、2015年上半期に外国為替健全性負担金の賦課方式等を合理的に改変済み <input type="radio"/> 外国為替健全性負担金の賦課方式及び賦課料率の改編により納付義務者の負担金が軽減 <input type="radio"/> 又、非預金性外貨負債の加重平均満期によって割引率を差し引く方式が導入され、本支店以外からの長期借入金の割合を増やす場合は負担金軽減が可能 </p> <table border="1" data-bbox="470 1012 1254 1715"> <thead> <tr> <th></th> <th>改編前</th> <th>改編後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賦課基準</td> <td>契約満期</td> <td>残存満期</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">賦課料率</td> <td>満期1年以下: 20bp</td> <td rowspan="4"> 残存満期1年以下の非預金性外貨負債に対して10bpで1回賦課 ー各金融会社の非預金性外貨負債の加重平均満期によって10bpから期間別割引率*を差し引いて適用 *加重平均満期別2bp～4bp </td> </tr> <tr> <td>1年～3年以下: 10bp</td> </tr> <tr> <td>3年～5年以下: 5bp</td> </tr> <tr> <td>5年超過: 2bp</td> </tr> </tbody> </table> | | 改編前 | 改編後 | 賦課基準 | 契約満期 | 残存満期 | 賦課料率 | 満期1年以下: 20bp | 残存満期1年以下の非預金性外貨負債に対して10bpで1回賦課 ー各金融会社の非預金性外貨負債の加重平均満期によって10bpから期間別割引率*を差し引いて適用 *加重平均満期別2bp～4bp | 1年～3年以下: 10bp | 3年～5年以下: 5bp |
| | 改編前 | 改編後 | | | | | | | | | | | |
| 賦課基準 | 契約満期 | 残存満期 | | | | | | | | | | | |
| 賦課料率 | 満期1年以下: 20bp | 残存満期1年以下の非預金性外貨負債に対して10bpで1回賦課 ー各金融会社の非預金性外貨負債の加重平均満期によって10bpから期間別割引率*を差し引いて適用 *加重平均満期別2bp～4bp | | | | | | | | | | | |
| | 1年～3年以下: 10bp | | | | | | | | | | | | |
| | 3年～5年以下: 5bp | | | | | | | | | | | | |
| | 5年超過: 2bp | | | | | | | | | | | | |
| 推進計画 | 細部推進計画 | | | | | | | | | | | | |
| | 推進完了予定日 | | | | | | | | | | | | |
| | 推進日程 | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---------|---|--|
| 課題番号22 | 企業投資者との為替派生商品取引時にヘッジ比率が100%以内であるかの事前全数確認義務の緩和 | |
| 関連部処担当者 | 金融委員会 金融市場分析課 テ・ヒョンス事務官(02-2156-9733) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 受入困難 |
| | 検討内容 | <p><input type="checkbox"/> 同規制は、2008年に過度な為替ヘッジ取引により輸出企業が莫大な被害を被った*(KIKO事態)のような事例を予防するために2010年1月に導入**</p> <p>*2010年6月末現在、KIKO契約取引企業の数・損失規模:738社/3.2兆ウォン</p> <p>**「為替派生商品取引のリスク管理基準」(「銀行業監督業務施行細則」<別表15-2>)制定・施行</p> <p><input type="checkbox"/> 同規制を通じて、企業投資者の為替派生商品取引限度をリスクヘッジ対象金額(輸出入実績等)の100%以内に制限し、</p> <p><input type="radio"/> 企業投資家の重複・オーバーヘッジ*等、過度な為替ヘッジ取引や投機的取引等を効果的に統制している状況**</p> <p>*(例示)2008年9月16日、法定管理を申請したテサンLCDIは、輸出代金比500%の為替ヘッジ契約を締結</p> <p>**2013年全数調査時の企業の為替派生商品取引のヘッジ比率:買い関連33.4%、売り関連34.5%</p> <p><input type="checkbox"/> 追加のヘッジ需要が発生する場合は、銀行に基礎取引に関する証憑を提出し、審査後に限度増額が可能な点等を考えれば、</p> <p><input type="radio"/> 同規制が、企業投資者を保護することで輸出入企業の営業活動及びヘッジ取引を過度に阻害するとは考えにくく、</p> <p><input type="radio"/> 為替派生商品取引にあたり重複・オーバーヘッジの有無を事前に全数調査し、予想のつかない為替変動リスクから輸出入企業を保護し外為市場の不安を防止するとの同規制の趣旨等を考慮すれば、建議事項は受入困難</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | 現行維持 |
| | 推進完了予定日 | |
| | 推進日程 | |

| | |
|---------------------|--|
| <p>課題番号 23</p> | <p>教育税法上における繰り越し欠損金制度導入 (若しくは会計期間別課税への転換)及び 現物金融商品取引損益とデリバティブ商品取引損益との通算許可</p> |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>企画財政部 金融税制課 キム・ウン主務管(044-215-4236)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> (受入)改正税法(2015.12.29)により、 金融・保険業者に対する教育税課税期間について</p> <p><input type="radio"/> 法人事業者は「法人税法」第6条に基づく事業年度に変更し、</p> <p><input type="radio"/> 個人事業者は「所得税法」第5条に基づく課税期間に変更し、課税 年度別課税に転換</p> <p>*同法は、この法施行後、最初に開始する課税期間分から適用され、 2016年からは四半期別欠損金が課税期間内に利益から相殺される</p> <p><input type="checkbox"/> (受入困難)現物金融商品取引損益とデリバティブ商品取引損益 は、ヘッジ取引と投機目的の取引の区分ができず、損益の通算は 困難</p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> |
| | <p>推進日程</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 24</p> | <p>店頭デリバティブ商品売買に伴うリスク額限度の緩和</p> |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>金融委員会 資本市場課 キム・ドンヒョン事務官(02-2156-9874)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p>□店頭デリバティブ商品売買時の十分な営業用純資本保有義務は投資者保護のためであり、この趣旨は依然有効であると判断される</p> <p>○国内に中央清算所(CCP)を通じた清算システムが導入され、一部の店頭デリバティブ商品取引の決済リスクが緩和したのは事実であるが、</p> <p>—金融投資会社の大量損失可能性が低下したわけではないため、中央清算システムを理由に金融投資会社の営業用純資本規制を緩和するのは困難</p> <p>□店頭デリバティブ商品売買に対するリスク額限度の緩和についても金融投資会社の健全性という観点からの慎重な検討が必要</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画 該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日 該当なし</p> |
| | <p>推進日程 該当なし</p> |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>課題番号 25</p> | <p>無効審判・訴訟における理由・証拠補充の制限</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 特許審査制度課 ユン・ギウン事務官(042-481-5397)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>長期検討</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 現在のところ、長期課題として特許無効審判・訴訟制度の改善策を検討する予定である。 <input type="checkbox"/> 検討事項には、全ての証拠を審判段階において提出するようにし、法院の訴訟段階における新たな証拠の提出は例外的に認める案等が盛り込まれる。 <input type="checkbox"/> また、無効審判の請求理由及び証拠の補正を制限する案も一緒に検討する予定である。 <input type="checkbox"/> ただし、法律的妥当性の検討や対内外の意見の収集等が必要な課題であるため、 <input type="checkbox"/> 政策研究の委託や企業・関連部処の意見の聴取等のプロセスを経た後、特許法の改正を検討する方針だ。 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p>未定</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p>未定</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>未定</p> |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>課題番号 26</p> | <p>判例で認められた事項の明文化 ① 権利範囲の解釈原則の明確化 ② 侵害訴訟での無効抗弁の認定の立法化</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 審判政策課 ユ・チオルジョン事務官(042-481-5918)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>① 権利範囲の解釈原則の明確化</p> <p><input type="checkbox"/> 特許法に明細書参酌に関する規定はないものの、特許権の権利範囲は請求範囲を基に決められ、</p> <p>○ 判例により、請求範囲の記載だけで明白である場合、明細書の他の記載によって制限解釈することはできず(大法院2010フ2605判決)</p> <p>○ 不明確な場合、明細書を基に解釈し、法院において判決しているため、特許法に明確に反映する必要はない。</p> <p>② 侵害訴訟での無効抗弁の認定の立法化</p> <p><input type="checkbox"/> 特許法に明確に反映する必要なし</p> <p>○ 大法院全員合意体の判例により、無効審決が確定される前であっても、無効となることが明らかな特許権に基づく権利行使は認められないものと法院で判決。</p> <p>○ 今後、問題事例が発生する際に検討した方が望ましい。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | |
| | <p>推進完了予定日</p> | |
| | <p>推進日程</p> | |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>課題番号 27</p> | <p>商標の先後願に関する規定適用の判断時期の改善</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 商標審査政策課 イ・ヒョンウォン事務官(042-481-5377)</p> | |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入(2016年9月1日施行予定)</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p><input type="checkbox"/> 先登録商標と後出願商標の類似可否の判断時期の変更</p> <p><input type="radio"/> SJCの建議事項である、先登録商標と後出願商標の類似可否の判断時期の変更(出願時→査定時)は、2016年2月に公布された商標法全部改正法律に既に反映されている。</p> <p><input type="radio"/> 同改正法律は、2016年9月1日より施行される予定である。</p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p><input type="checkbox"/> 公布された商標法全部改正法律に既に反映されているので、細部推進計画は不要</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>2016年9月</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p><input type="checkbox"/> なし</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 28</p> | <p>輸出に対する権利行使の可能化</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 特許審査制度課 ユン・ギウン事務官(042-481-5397)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 長期検討</p> |
| | <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現行の特許法では、特許権者の許諾なしに特許発明に関する物を生産・使用・譲渡・貸出・輸入又は請約する行為は侵害とみなす。 <input type="radio"/> また、輸出の前提行為である生産・使用・譲渡行為は特許権の侵害行為であるため、特許法により権利行使及び事前予防が可能である。 <input type="checkbox"/> 一方、「不公正取引行為の調査及び産業被害の救済に関する法律」に基づき、知的財産権侵害物品の輸出中止行為が可能 <input type="radio"/> ただし、「不公正取引行為の調査及び産業被害の救済に関する法律」によって輸出行為への制裁は可能だが、その行為による損害賠償は不可能という限界がある。 <input type="checkbox"/> こうしたことから、特許権者の保護強化に向け、長期的に輸出行為を侵害とみなすことができるよう、特許法の改正を検討する計画である。 |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画 未定</p> |
| | <p>推進完了予定日 未定</p> |
| | <p>推進日程 未定</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>課題番号 29</p> | <p>特許法によるコンピュータプログラム自体の保護</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 特許審査制度課 ク・ザウク事務官(042-481-8243)</p> |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> <p>長期検討</p> |
| | <p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンピュータプログラム自体は、特許の保護対象とならないが、コンピュータプログラムに内在する技術的思想(アイデア、アルゴリズム)は、現行の特許法でも特許の対象と認められている。 <input type="radio"/> 米国や欧州等、コンピュータ関連発明に特許を付与している国々もコンピュータプログラム自体は特許対象から外している。 *通常、コンピュータプログラム自体は著作権を保護。 <input type="checkbox"/> ただし、特許発明の特許権者の許諾なしにプログラムに使用した場合、そのプログラムをネットワークを通じて記録媒体なしに流通させる場合、侵害有無が不明確なことも事実である。 *一方、そのプログラムをオフライン(CD等)を通じて流通させる場合は、特許侵害となる。 <input type="radio"/> プログラムに特許発明を無断使用したのであれば、プログラムの流通経路が異なるとしても、同じく特許として保護されなければならない。 <input type="checkbox"/> これについて、改善案を導くために努力しているが、賛否意見が激しく対立している状況である。 <input type="radio"/> そのため、ソフトウェア産業の発展状況や関連業界からの意見等を踏まえ、検討していく予定である。 |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> <p>未定</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> <p>未定</p> |
| | <p>推進日程</p> <p>未定</p> |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>課題番号 30</p> | <p>特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間及び拒絶決定に対する不服申立期間の長期化</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 特許審査制度課 カン・ウォンギル書記官(042-481-5398)</p> | |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>長期検討</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>□ 拒絶理由通知に対する応答期間と不服申立等の基本期間が長期化し、指定期間が自動延長されると、</p> <p>○ 審査処理期間が遅れ、登録遅延による存続期間の延長問題が発生しかねない上、</p> <p>○ 権利不確定期間が長期化して第三者の監視負担が増える恐れもあるので、長期的に検討する方針だ。</p> <p>※ 拒絶理由通知に対する応答期間の場合、日本、米国等と同様最大6カ月まで延長することができ、代理人の変更、試験機関の所要等、特別な事由がある場合にはそれ以上の延長も可能</p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p>未定</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>未定</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>未定</p> |

| | | |
|-------------|--|--|
| 課題番号 31 | 間接侵害規定の拡充 | |
| 関係部処 担当者 | 特許庁 特許審査制度課 ユン・ギウン事務官(042-481-5397) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 長期検討 |
| | 検討内容 | <p>□ 間接侵害の範囲を拡大することは、特許権者の権利濫用及び特許紛争の増加を招く恐れがあるため、慎重に検討すべき事案である。</p> <p>○ そのため、特許権者の権利保護の側面や特許権者と第三者間の公平性の側面、国際的調和の側面等を総合的に考慮し、制度を改善するかどうかについて長期的に検討する方針だ。</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | 未定 |
| | 推進完了予定日 | 未定 |
| | 推進日程 | 未定 |

| | | |
|-------------|---|--|
| 課題番号 32 | KCsマーク 顧客要求によるカスタマイズ製品(派生製品)認証制度(申請資料)の緩和 | |
| 関係部処 担当者 | 雇用労働部 産業安全課 イム・ Gumジュ事務官(044-202-7726) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 受入困難 |
| | 検討内容 | <p>□ 産業安全保険法に基づき、自律安全確認申告書を、製造(輸入)業者自らが形式(規格)、容量(等級)を作成、提出するように規定している。</p> <p>* 産業安全保険法の施行規則第6条第1項に基づき、製造(輸入)業者に、自律安全確認対象の機械、器具等を出庫または輸入する前に、別紙第11号の書式に沿って作成することを求める。</p> <p>○ ただ、自律安全確認を申告した製品の形式及び容量が異なる場合、改めて自律安全確認申告をしなければならないが、</p> <p>- 安全性能に影響のない構造または大きさ等の変更は、関連公示*に基づき申告受理機関を通じて変更承認を受けられるため、別途措置は不要である。</p> <p>*「安全認証・自律安全確認申告の手続きに関する公示」第21条第2項</p> |
| 推進計画 | 細部推進 計画 | |
| | 推進完了 予定日 | |
| | 推進日程 | |

| | | |
|-------------|--|---|
| 課題番号 33 | 危害憂慮製品の認証取得緩和 | |
| 関係部処 担当者 | 環境部 化学物質政策課 キム・チョンミン事務官(044-201-6773) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 受入困難 |
| | 検討内容 | <p>□ 化評法に基づく「危害憂慮製品指定及び安全・表示基準」は、加湿器殺菌剤の被害が再発しないように、化学製品に対する企業の品質管理を従来の「品質経営及び工業製品安全管理法」に基づくKC自律安全確認制度より科学化・合理化した制度である。</p> <p>○ 消費者・国民が化学製品を使用する際、含まれている有害化学物質による被害を事前に防ぐため、危害性評価を行い、その危害度に沿って製品中有害物質の基準(最大含量、使用禁止等)を設定する。</p> <p>○ 危害憂慮製品を生産・輸入する者は、従来のKC制度と類似に製品を発売する前に自ら公認の試験分析機関に依頼、安全基準を守っているのかどうか確認を受け(以降、3年ごとに確認)、製品の包装に表示基準に沿って表示し、在庫しなければならない</p> <p>- ただ、従来のKC制度は、公認の試験分析機関において安全基準を守っているのかどうかを確認した上、KC番号を与えられ販売することになっているが、現制度は、別途の認証のための申告制度を廃止する等、産業界の負担を軽減するよう配慮している。</p> <p>⇒ 危害憂慮製品に対し、3年毎に安全基準を守っているのかどうかを確認するようにしたのは、有害物質を含む製品の危害性から消費者・国民の健康を守るための不可避な措置である。</p> <p>□ 製品の安全管理は、原則的に企業自らが行うものであり、試験分析機関による確認は、製品の品質管理における最小限の公共的な強制であるという制度の趣旨が反映されているだけに、現行の試験分析機関による危害憂慮製品に対する安全基準確認制度は従来の通り維持する必要がある。</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | 該当なし |
| | 推進完了予定日 | 該当なし |
| | 推進日程 | 該当なし |

| | | |
|-------------|---|--|
| 課題番号 34 | 輸入中古電気用品の安全検査対象の試料採取基準の拡大 | |
| 関係部処 担当者 | 国家技術標準院 電気通信製品安全課 キム・シンゲン事務官(043-870-5445) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 受入困難 |
| | 検討内容 | <p><input type="checkbox"/> (現状)中古複写機を輸入する際、数量と関係なく、Modelごとに検査試料として1台を採取し、安全検査を実施している。</p> <p>* 新製品の安全認証の際も、安全認証向け試料として1台を採取し試験を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)企業の試験認証に対する負担を増やす恐れがあり、受入れは難しい。</p> <p>○ 現在、製品安全政策の基本的な方向性は、消費者の生命と安全に欠かせない規制は強化するが、不要な規制は大胆に無くすことである。</p> <p>○ 中古複写機の場合、電気における危害が大きい安全確認対象の品目として分類しており、現行の規定を強化しなくても規制の目的を達成することができ、試験サンプルの数が増えることはむしろ企業の試験認証への負担を高める等、現行の規制緩和政策に逆行する措置である。</p> <p>○ なお、危害製品が発生した場合、重点管理対象の指定及び事後の市販品調査等の追加の措置が取られるため、現行の規定の維持が必要である。</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | 該当なし |
| | 推進完了予定日 | 該当なし |
| | 推進日程 | 該当なし |

| | |
|-------------|---|
| 課題番号 35 | 交換型カートリッジを環境性保障制の対象とすること |
| 関係部処 担当者 | 環境部 資源リサイクル課 ソン・ビョンヨン事務官(044-201-7384) |
| 検討意見 | 検討結果 中長期検討 |
| | <p>検討内容</p> <p><input type="checkbox"/> 韓国は、電気・電子製品のリサイクルの活性化に向け「電気電子製品等資源循環法」*を制定('08.1.1施行~)し、</p> <p>* 電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律</p> <p>○ 現在、27品目('14に拡大、従来は10品目)に対し、電気・電子製品を製造・輸入、販売する業者にリサイクル及び回収の義務を与えている。</p> <p>○ カートリッジ、浄水器のフィルター等の消耗品は、完成品の製造、輸入、販売業者に義務を与えており、消耗品のみ取り扱う業者は義務の対象ではない。</p> <p><input type="checkbox"/> なお、廃棄物負担金から環境性保障制に転換される品目は、リサイクルの可能性以外に、回収やリサイクル体系の構築等、現状に対する十分な検討が先行されなければならない。</p> <p>○ この課題を建議した業者の場合、カートリッジの回収・リサイクル体系を構築しているが、同種の多くの業者では構築されていない。</p> <p><input type="checkbox"/> よって、カートリッジ等の消耗品の環境性保障制への転換の時期は、回収・リサイクル体系の構築の状況等、全般的な条件を慎重に検討し、現状に踏まえ決定しなければならない。</p> |
| 推進計画 | 細部推進 計画 |
| | 推進完了 予定日 |
| | 推進日程 |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>課題番号 36</p> | <p>法定計量単位表記の改善</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>国家技術標準院 計量測定課 ペ・スンホ研修士(043-870-5516)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 政府は、公正な商取引秩序を確立し国際取引の土台を築くため、'61年、国際単位系(メートル法)を採択、「計量に関する法律」に明示された単位を計量機や商品等に使用するよう規定した。 <input type="checkbox"/> 国際法定計量機関(OIML) *も、inch、pound等、非法定単位の使用を早期に禁止するよう規定している。 <input type="checkbox"/> なお、米国、リベリア、ミャンマーを除く世界の国々で国際単位系を公式的に採択している(米国中央情報局(CIA)のザ・ワールド・ファクトブック)。 * OIML: 現在、60の正会員国と68の順会員国が加盟する政府間の国際機関 <input type="checkbox"/> 政府は、WTO/TBT(国際貿易機関、貿易の技術的障害に関する協定)協定に基づき、OIMLの国際基準であるメートル法の使用を定着させようと、モニタリング・広報・啓発・取り締まり等の政策を継続的に進めている。 <input type="checkbox"/> 正確性、安全性、便宜性を重視する法定単位の使用が定着され、韓国の産業先進化と国民経済の発展につながるよう日本企業の協力が必要である。 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>該当なし</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 37</p> | <p>電気製品のKC認証取得の緩和</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>国家技術標準院 電気通信製品安全課 アン・クアンヒ研究官(043-870-5441)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>[海外で認証を取得した輸入製品のKC認証の撤廃]: 受入困難</p> <p><input type="checkbox"/> (現状)海外で認証を取得しているが、国内で再認証が必要である。</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)国家間の電気使用における違いがあり、現状維持が必要である。</p> <p>※ 他国の安全認証を認める国はなく、本建議は、FTA/TBT等、国家または国際的な互恵主義の原則の下、議論が必要である。</p> <p>○ 電気用品は、電圧・周波数等、使用電源によって安全性の条件が異なりうるため、他国の認証を認める国はない。</p> <p>- 米国:UL、欧州:CE、日本:PSE、中国:CCC等、各国は認証制度を運営している。</p> <p>○ ただ、KC認証の機関は、32か国の53の試験機関とMOUを締結し、試験資料を提出しなくても済む等、企業の便宜を図っている。</p> <p>[HSK品目対象の拡大及びKC認証有無の調査の徹底]: 受入済み</p> <p><input type="checkbox"/> (現状)HSK品目の対象を、関税庁と定期的に点検し、通関時のKC認証を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> (検討意見)電気用品安全管理法に基づき安全管理対象の電気用品は、多くが税関長確認対象の輸入物品に含まれており、関税庁でKC認証の可否を確認しているため、本建議は受入済みである。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>該当なし</p> |

| | | |
|-------------|-----------------------------------|---|
| 課題番号 38 | 賃貸契約時の違約金の比率規制の緩和必要 | |
| 関係部処 担当者 | 公正取引委員会 コ・ユジン事務官(044-200-4455) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 受入困難 |
| | 検討内容 | <p>□ 約款審査指針IV-4.ナ(2)*の内容は、約款という形で補償金の10%を違約金として定めた賃貸借契約は過度なものだという意味であり、公正取引委員会が賃貸借契約の解消による違約金の算定基準を定めているわけではない。</p> <p>* (法律違反に該当し得る条項の例示)賃貸借契約による賃貸物への使用料は契約期間中の賃貸保証金に対する定期預金の利子分に、月の賃貸料を足した金額、すなわち、賃貸料の総額であり、違約金は賃貸料総額の1割程度が適切であるにも、賃貸補償金の10%を賃借人の違約金として定めた条項。</p> <p>○ 大法院も、賃借人の借り賃の支払いが遅れる等の理由で賃貸借契約の解消の際、賃貸借補償金の10%を違約金として定めた契約条項は過重であり、約款法上、無効だという判断(大法院2009.8.20.宣告2009タ20475判決、ソウル中央地方法院2011.6.17.宣告2011カ合882判決)を下している。</p> <p>□ 標準約款は、「一定の取引分野」において標準となり、強制的に適用されるものではない。</p> <p>○ ただ、約款条項が公正であるかどうかを判断するための、考慮すべきいくつかの事情のうち一つとして標準約款を参考にすることができる。</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | 該当なし |
| | 推進完了予定日 | |
| | 推進日程 | |

| | | |
|-------------|--|--|
| 課題番号 39 | 電気用品安全管理法施行規則におけるプリンター安全確認の免除基準の改正 | |
| 関係部処 担当者 | 国家技術標準院 電気通信製品安全課 キム・ソングン事務官(043-870-5445) | |
| 検討意見 | 検討結果 部分受入 | |
| | <p data-bbox="288 972 419 1005">検討内容</p> <p data-bbox="472 573 1394 663">□ (現状)大型プリンターは、感電・火災等の安全事故の可能性が高く、安全確認の申告をしなければならない。</p> <p data-bbox="496 712 1394 801">○ ただ、産業用の大型製品の場合、製造設備(または、施設)として見なし、安全管理を免除している。</p> <p data-bbox="472 846 1394 992">□ (検討意見)「電気用品業界懇談会(’16.2.3)」にて取り上げられ検討している課題であり、安全性が保障される範囲内で免除する計画である。</p> <p data-bbox="496 1032 1394 1122">○ 認証実績、安全管理の現状等を検討した結果、大型プリンターは安全管理対象から外しても問題がないことを確認した。</p> <p data-bbox="531 1155 858 1189">(2月15日の専門家会議)</p> <p data-bbox="512 1234 1394 1379">- 外される大型プリンターの基準は、定格容量が3kVA以上の製品であり、富士ゼロックスやキャノン等の関連業界も議論の結果を受け入れている。</p> | |
| 推進計画 | 細部推進計画 | <p data-bbox="472 1491 1286 1525">□ 気用品安全管理の運用要領の改正の推進(’16.3~4月)</p> <p data-bbox="528 1543 1394 1632">○ [別表2]プリンター「備考)定格容量が3kVA以下のものに限定する」を追加</p> |
| | 推進完了 予定日 | ’16年上半期 |
| | 推進日程 | <p data-bbox="472 1794 1235 1827">□ 電気用品安全管理運用容量の立法予告(’16.3~5月)</p> <p data-bbox="472 1872 1027 1906">□ 異見がない場合、施行(’16年上半期)</p> |

| | | |
|-------------|--|---|
| 課題番号 40 | 書面実態調査の際、下請事業者に事実確認してから元事業者には是正命令を下す | |
| 関係部処 担当者 | 公正取引委員会 企業取引政策課 イ・ソヨン行政主事(044-200-4593) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 受入困難 |
| | 検討内容 | <p><input type="checkbox"/> 下請法は、その規律の対象(下請法における違法行為の主体)を元事業者とするため、下請事業者は単に取引している元事業者の法律違反の疑いの内容を通知する立場であり、調査に応じる法律的な義務がないこと、</p> <p><input type="radio"/> 下請事業者を対象に元事業者の法律違反の疑いを改めて確認する過程において、下請事業者の身元が元事業者に公開される場合、下請事業者に重大な被害が発生し得るとのこと等を考えると、下請事業者への調査を現行より強化(1回→2回)することは難しい。</p> <p><input type="checkbox"/> 公正取引委員会は、元事業者の防御権の保証に向け、法律違反への事実関係を確認する手続きを運営している。</p> <p><input type="radio"/> 公正取引委員会は、元事業者及び元事業者と取引する下請事業者を対象に書面調査を実施、把握した元事業者の下請法の違反の疑いに対し、</p> <p>- 元事業者に説明の機会を与えており、違反の疑いが事実と確認された場合のみ、内部の事件処理手続き規則に沿って是正措置を実施している。</p> <p>*元事業者が法律違反の疑いを認めない場合は、立ち入り調査を行い、事実関係を確認した上、疑いが認められた場合は是正措置を行う。</p> <p><input type="radio"/> よって、公正取引委員会は、元事業者の法律違反の疑いがあるといっても、事実関係の確認をした上、是正措置を取っており、このような手続きなしに元事業者には是正措置を行い不利益を与えた事例はない。</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | 該当なし |
| | 推進完了 予定日 | 該当なし |
| | 推進日程 | 該当なし |

| | |
|-------------|---|
| 課題番号 41 | 「ECOマーク」の認証制度の見直し |
| 関係部処 担当者 | 環境部 環境技術経済課 チヨ・ヨンジェ(044-201-6670) |
| 検討意見 | 検討結果 受入困難 |
| | <p>検討内容</p> <p><対象製品群からの除外要望></p> <p><input type="checkbox"/> 「デジタル・プロジェクター」は、ドイツ、北欧州等、海外の主な環境ラベリング制度においても対象製品群となっており、</p> <p><input type="checkbox"/> 韓日中は、エコ製品を生産する企業の海外市場への進出の支援及び国際標準化を促すため、「日中韓環境産業円卓会議」を通じ、「デジタル・プロジェクター」に対する3カ国の共同基準の相互認定協定(*)を締結('15.4)、運営している。</p> <p>* CJK-06-2015(A)</p> <p><input type="checkbox"/> よって、米国、シンガーポール等、民間が運営する環境マーク制度が活性化していない一部国家の事例に基づく対象製品群廃止の検討は受け入れがたい。</p> <p><品質基準の設定></p> <p><input type="checkbox"/> 環境表示認証の基準は、ISO14024*に基づき製品の全てのプロセスにおける環境基準と品質基準の両方を同時に考慮して設定・運営しているため、品質基準からの除外を検討することは難しい。</p> <p>* ISO14024(環境ラベル及び環境宣言－タイプI 環境ラベリング－原則及び手順)</p> <p><input type="checkbox"/> 環境表示の認証基準における品質関連の基準は、消費者の観点からの品質確保や保護に向け、使用適合性を規定する韓国産業標準(KS)等を準用している。</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 |
| | 推進完了 予定日 |
| | 推進日程 |

| | |
|-------------|---|
| 課題番号 42 | 「Kマーク」の認証制度の見直し |
| 関係部処 担当者 | 行政自治部 情報資源政策課 スン・ヒョンベ事務官(02-2100-3965) 産業通商資源部 産業技術市場課 ムン・ヒョンチョル主務官(044-203-4536) |
| 検討意見 | 検討結果 受入 |
| | 検討内容 <input type="checkbox"/> (Kマークの現状)民間で自律的に運営している任意認証制度*であり、政府が廃止・統合する権限はない。 *産業技術院が、製品の品質認証のため国際基準に沿って1991年から自主的に運営している。 <input type="checkbox"/> 調達市場等の公共入札で、Kマークの認証製品に対し加点を与えるため、企業では必須で取得する認証だと認識している。 *調達庁:多数の供給者が入札競争をする場合、Kマークに加点として3.5店を与える。 *行政自治部:部の発注する行政事務機器を入札する場合、Kマークは必修条件である。 <input type="checkbox"/> (改善要望)Kマークの認証制度を公共入札の条件から外す。 ①調達庁 <input type="checkbox"/> 「第4回規制改革長官会議」(‘15.11.6.)にて、Kマークの認証製品に対する調達庁の加点制度は、‘17.1.1.から廃止決定。 ②行政自治部 <input type="checkbox"/> 部処間の協議を通じ、規制改革長官会議の結果に従い、部で発注する事務機器の入札における必修条件の廃止を検討することを協議。 |
| 推進計画 | 細部推進計画 <input type="checkbox"/> Kマークに対する調達庁の加点制度の廃止決定(‘15.11.6.) <input type="checkbox"/> 17.1.1.から施行予定 <input type="checkbox"/> 部の発注する事務機器の入札における必須条件の廃止協議(‘16.4) |
| | 推進完了予定日 <input type="checkbox"/> 調達庁の加点制度の廃止: ‘17年1月 <input type="checkbox"/> 行政自治部の入札における必須条件の除外策の確定: ‘16年下半期 |
| | 推進日程 <input type="checkbox"/> Kマークに対する調達庁の加点制度の廃止(‘17.1.1.) <input type="checkbox"/> Kマークに対する行政自治部の入札における必須条件の妥当性協議(‘16.5) |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 43</p> | <p>ITA製品に対する関税賦課の免除</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>企画財政部 関税協力課 チェ・ヨンフン事務官(044-215-4453)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>□ 韓国は、WTO閣僚会議で採択された閣僚宣言文に沿って、WTOにITA譲許品目対象を提出しており、WTOの検証結果をWTO譲許関税率に最終的に反映、適用している。</p> <p>○ 建議の内容に取り上げられたフラットパネルディスプレイ方式のプロジェクター等は、韓国のITA譲許品目の対象でないため、ITA品目の税率適用は困難である。</p> <p>* コンピューター専用または主に使用されるフラットパネルディスプレイ方式のプロジェクターのみ、ITA関税譲許品目に含まれる。</p> <p>○ なお、韓国の大法院では、ビデオ・DVD等、多様に入力されるデータを映す技能を持つものは、コンピューター専用プロジェクターとして認めていない。(2011トウ23535判決)</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | |
| | <p>推進完了 予定日</p> | |
| | <p>推進日程</p> | |

| | |
|---------------------|---|
| <p>課題番号 44</p> | <p>化学物質の登録及び評価等に関する法律及びその下位法令による緩和</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>環境部 化学物質政策課 チヨン・ウォンヒョク事務官(044-201-6771)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> <p>受入</p> |
| | <p>検討内容</p> <p> <input type="checkbox"/> 環境部は、これまで反映した事項のみならず、 <input type="radio"/> 今後も、化評法の運営課程において改善すべきところがあれば、綿密に検討し、反映するように努力する。 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> |
| | <p>推進日程</p> |

| | | |
|---------------------|--|---|
| <p>課題番号 45</p> | <p>化学物質管理法及びその下位法令による緩和</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>環境部 化学安全課 カン・キョンロク事務官(044-201-6837)</p> | |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 現在、国務調整室、環境部、産業部等、関係部処が参加する「化学物質規制合理化T/Fチーム」を構成・運営(1~6月)している。 <input type="checkbox"/> 産業界の隘路の発掘と内部での検討を通じ、安全と現場での適用性を共に確保する一括規制改善を図る予定である。 <input type="checkbox"/> 産業界リレー懇談会を通じ、案件の発掘及び議論を進めている。 <input type="checkbox"/> SJCには、今回の建議の内容が含まれる建議課題25件を既に説明している。(2.3) <input type="checkbox"/> 半導体・ディスプレイ業界(3.17)、石油業界(3.22)、中小企業(3.24、鍍金・染料等)、石油化学業界(4.5)等 </p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p> <input type="checkbox"/> 関係部処合同の「化学物質規制合理化策」(‘16.上半期) <input type="checkbox"/> 専門家/産業界/環境団体等の意見聴取、関係部処での検討、外部会議の報告等を経て確定する予定(‘16.下半期) <input type="checkbox"/> 「化学物質管理法」に係る規定の改定(‘16.上半期) </p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>2016年12月</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p><input type="checkbox"/> 「化学物質規制合理化策」(‘16.上半期)</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 46</p> | <p>各薬価引き下げ制度の運用改善、 使用量-薬価連動制と実取引価制度の重複の調整</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>保健福祉部 保険薬剤課 キム・ヨンサム事務官(044-202-2751)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 保険登載以降、薬価の決定に関する事実の変動を反映し、薬価を再設定するために薬価事後管理制度を実施。 <input type="radio"/> 国民健康保険法令に基づき、実取引価制度、使用量-薬価連動制度等、事後管理を実施。 <input type="checkbox"/> 事後管理薬価引き下げ制度の見直し等、保険薬価制度改善を推進中、これに向け「健康保険薬価制度改善協議体」を構成・運営中（2016年2月～） * 政府、関係機関、製薬業界、専門家等、12人で構成されており、細部事項を議論するために実務会議を運営（全体会議1回、実務会議2回、現場懇談会1回開催）。 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p> <input type="checkbox"/> 「健康保険薬価制度改善協議体」運営（2016年2月～10月） <input type="radio"/> 同協議体における「事後管理薬価引き下げ制度の見直し案」に関する議論（2016年7月～10月） <input type="radio"/> 制度改善策の策定（～10月）、法令の改正（2017年上半期） </p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p> <input type="radio"/> 制度改善策の策定（～10月）、法令の改正（2017年上半期） </p> |
| | <p>推進日程</p> | <p> <input type="checkbox"/> 「健康保険薬価制度改善協議体」の運営 <input type="radio"/> 改善策を議論（2016年7月～10月） </p> |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>課題番号 47</p> | <p>A7調整価の算出方式の改善 (付加価値税の重複計算等、合理的改善が必要)</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>保健福祉部 保険薬剤課 パク・ジヘ事務官(044-202-2753)</p> | |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> A7調整価の算出方式の改善策を策定する予定 <input type="radio"/> 海外7カ国における薬価の構造を検討する研究を委託(2015年12月～) * 国別の薬価に付加価値税、薬局のマージン、卸売のマージン、調剤料、公式リベートが含まれているかどうか及び割合の算出等 ** 建議事項に当たる一部の国における付加価値税の重複計算についても確認を取る予定 </p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p> <input type="checkbox"/> 研究委託完了(2016年上半期) <input type="checkbox"/> A7調整価の算出方法の改善策に関する製薬業界の意見収集(2016年下半期) <input type="checkbox"/> 基準改正及び施行(2016年下半期) </p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>2016年内</p> |
| | <p>推進日程</p> | |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| <p>課題番号 48</p> | <p>経済性評価免除に該当する薬剤の付帯条件の削除</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>保健福祉部 保険薬剤課 パク・ジヘ事務官(044-202-2753)</p> | |
| <p>検 討 意 見</p> | <p>検討結果</p> | <p>部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p><input type="checkbox"/> 付帯条件別の検討意見</p> <p><input type="radio"/> (総額制限の削除要請関連) 受入困難</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「対象患者が少数であるため、根拠の生成が困難と薬剤給与評価委員会に認められる場合」には経済性評価が免除できるが、 - 要件の該当有無を判断する際に基準となる患者数の算出は、予想推計で不確実性がある点を踏まえ、総額制限付帯条件を通じて、登載以降、一定期間のモニタリング等事後管理が必要 <p><input type="radio"/> (適応症追加時の制限年数関連) 長期検討</p> <ul style="list-style-type: none"> - 製薬会社の制度利用の側面を考慮し、一定期間、基準の拡大を制限しているが、患者のアクセス等を考慮し、改善策を策定する予定である。 |
| <p>推 進 計 画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p><input type="checkbox"/> 経済性評価免除に該当する薬剤の給与基準拡大の対象、方法、手続きを策定(2016年下半期)</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>2016年以内</p> |
| | <p>推進日程</p> | |

| | | |
|----------------------|---|--|
| <p>課題番号 49-1</p> | <p>医薬品取引関連の公正競争規約の常時改正体制の構築</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>保健福祉部 薬務政策課 イ・コウン事務官(044-202-2487)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入済み</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 医薬品・医療機器取引に関する公正競争規約の改正に向けた協議体を構成・運営中（2015年下半年～） * 福祉部、審査評価院（医薬品管理総合センター）/製薬協会、多国籍医薬産業協会、医療機器産業協会等が参加 <input type="checkbox"/> 同協議体にて、公正競争規約の改正や関連する流通秩序全般について議論 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p> <input type="checkbox"/> 公正競争規約の改正を推進 <input type="checkbox"/> 同協議体での議論の結果を基に、各協会所管の公正競争規約の改正案について公取委の審査を依頼 </p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p>2016年5月</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p> <input type="checkbox"/> 公正競争規約改正案に対する公取委の審査を要請（2016年2月） <input type="checkbox"/> 公正競争規約関連教育や説明会等を開催（2016年上半年） </p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>課題番号 49-2</p> | <p>医薬品取引関連の公正競争規約の常時改正体制の構築</p> |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>公正取引委員会 製造業監視課 イム・ソンジョン事務官(044-200-4518)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果 部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> <p>□ 政府が主導的に公正競争規約の常時改正体制を構築し、全面改正を進めることは、事業者団体が自律的に規約を定められるように規定した公正取引法*の趣旨に反する側面がある。</p> <p>* (公正取引法) 第23条 ⑤事業者又は事業者団体は、不当な顧客誘因を防止するために、自律的に規約(以下「公正競争規約」という)を定めることができる。⑥事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に第5項の公正競争規約が第1項第3号又は第6号の規定に違反するかどうかに関する審査を要請することができる。</p> <p>○ 公取委は、事業者団体が自律的にまとめた公正競争規約の諸改正案について、公正取引法の違反の有無を検討・承認する役割を担う。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> <p>□ 当該事業社団体が公正競争規約の改正案に対する審査を要請するときに、速やかに公正取引法の違反の有無を検討する計画</p> <p>* 現在、韓国製薬協会及び韓国多国籍医薬産業協会の内部において、業界の現実等を反映し、公正競争規約の改正案を策定中</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> <p>-</p> |
| | <p>推進日程</p> <p>-</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 50</p> | <p>大韓民国産業別(製薬業)公式CP(Compliance Program)認証(資格証)制度の導入</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>保健福祉部 薬務政策課 イ・コウン事務官(044-202-2487)</p> | |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>長期検討</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 公正取引自律遵守プログラム(CP: Compliance Program)及び等級評価を公正取引委員会で運営中 <input type="radio"/> 全産業対象のCP認証制の導入に関する議論が先行される必要があり、同議論の結果のより製薬分野において推進するかどうかを決める必要がある。 </p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>-</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>-</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 51</p> | <p>後発品発売遅延による特許権者の不当利得返還請求規定新設の削除</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>保健福祉部 保険薬剤課 キム・ヨンサム事務官(044-202-2751)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/> 当該条項は、国会での議論により削除された。 (2016年1月8日) <input type="checkbox"/> 特許権者の不当な販売禁止申立による健康保険財政の損失の予防に向け、許可特許連携国民健康保険法の改正を推進したが、 - 同条項は国会での議論により、削除された。 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | |
| | <p>推進完了 予定日</p> | |
| | <p>推進日程</p> | |

| | | |
|-------------|--|--|
| 課題番号 52 | 医薬品許可特許連携制度(パテントリンケージ)における問題点の改善 | |
| 関係部処 担当者 | 食薬処 医薬品許可特許管理課 パク・ヒョンジョン事務官(043-719-2823) | |
| 検討意見 | 検討結果 | 受入困難 |
| | 検討内容 | <p>□ 販売禁止を申し立てられた医薬品と同一の医薬品が存在する場合、販売禁止拒否の条項を削除することを要請</p> <p>○ (要請事項) 薬事法上、お互い同一の医薬品であっても、特許侵害の有無は相違することがあり得るので、同一の医薬品が存在するという事由だけで販売禁止から除外されるのは不当だ。</p> <p>* 関連規定「薬事法」第50条の5第1項第6号</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>第50条の6(販売禁止等)① 第50条の5第1項により販売禁止申立を受けた食品医薬品安全処長は、販売禁止を申し立てられた医薬品に対する品目許可又は変更許可を行う際、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、第50条の4により登録特許権者等が通知を受けた日(以下「通知」を受けた日という)から9カ月間、販売を禁止しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>6. 販売禁止を申し立てられた医薬品と同一の医薬品であり、既に登録医薬品の安全性・有効性に関する資料を根拠に品目許可又は変更許可を受け、販売が可能な医薬品が存在する場合</p> </div> <p>○ (検討意見) 同規定は、既に後発医薬品が発売されているにもかかわらず、特許権者等が裁量を濫用して後発品の市場参入を選別的に遮断することを防ぐために導入された。</p> <p>- よって、販売禁止を申し立てられた医薬品と同一の医薬品が既に存在する場合、原則として販売禁止されないようにする。</p> <p>* 同一の医薬品とは、主成分、含量、剤形、効能・効果、用法・用量がお互い同じ医薬品</p> |
| 推進計画 | 細部推進計画 | - |
| | 推進完了予定日 | - |
| | 推進日程 | |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>課題番号 53</p> | <p>延長された特許権の効力範囲の適正化・IMDの廃止</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 薬品化学審査課 チェ・ウォン Chol 事務官 (042-481-5578)</p> | |
| <p>検討 意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>□ 存続期間が延長された特許権の部分的効力範囲の適正化要求に関する検討結果</p> <p>○ 許可を受けた化合物が特許請求範囲の化合物に入るか(同一か)どうかを判断しなければならないので、特許法第90条(許可等による特許権の存続期間の延長登録)による延長登録出願の際、有効成分は許可を受けた形で正確に記載しなければならない。</p> <p>○ 特許法第95条(許可等による存続期間が延長された場合の特許権の効力)の解釈及び判断は、司法部の固有の権限であり、個別事件の判断結果について答弁することは困難である。</p> |
| <p>推進 計画</p> | <p>細部推進 計画</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>該当なし</p> |

| | | |
|---------------------|---|--|
| <p>課題番号 54</p> | <p>特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算</p> | |
| <p>関係部処 担当者</p> | <p>特許庁 薬品化学審査課 チェ・ウオン Chol 事務官 (042-481-5578)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p>□ 特許権の存続期間延長出願において、延長期間の算定時に外国臨床試験期間を認めるかどうかに関する検討結果</p> <p>○ 特許権存続期間延長登録制度は、国内における特許権の実施が他の法令による許可等を受けなければならない場合、その実施できなかった期間を5年の限度内で延長する制度であり、特許法上例外的に運営される規定である。</p> <p>○ 特許権存続期間の延長対象となる臨床試験期間は、国内における医薬品許可を受けるために、食品医薬品安全処長の承認を得た臨床試験の期間となる。</p> <p>○ 外国での臨床試験は、当該国の医薬品許可を受けるためのものであり、韓国で医薬品許可を受けるために食薬処長の承認を得て実施した試験ではないので、特許権の存続期間の延長期間に含まれない。</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p>該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> | <p>該当なし</p> |

| | | |
|---------------------|--|--|
| <p>課題番号 55</p> | <p>ソウル市内及び周辺高速道路の渋滞緩和と大気汚染抑制</p> | |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>国土交通部 大衆交通課 クォン・ホジョン事務官(044-200-3826)</p> | |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> | <p>部分受入</p> |
| | <p>検討内容</p> | <p> <input type="checkbox"/>1台当たり最低限の乗車人数制限や市内駐車料金及び高速道路料金の引き上げ等、交通需要管理政策の推進 <input type="radio"/> (1台当たり最低限乗車人数制限)国民の基本権制限に伴う苦情等が多く予想されるため受入困難 (市内駐車料金)自治体の事務で、各自治体が推進するのが妥当 <input type="radio"/> (高速道路通行料)2015年12月29日付で4.7%引き上げ <input type="checkbox"/>バス・タクシー・地下鉄等、公共交通機関拡大の推進 <input type="radio"/> (鉄道)新盆唐線の延長(2016.2)、水西発KTX(2016.8)・城南-驪州線(2016.下半期)等が開通予定 <input type="radio"/> (バス)M-バス中心に新規路線拡充、交通四角地帯における需要応答型交通手段の導入等を持続的に推進 <input type="radio"/> (タクシー)高級タクシー、乗合タクシー等、商品の多様化を推進中 </p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> | <p> <input type="checkbox"/>既計画の日程通りに公共交通拡充を持続的に推進 <input type="checkbox"/>「第3回大衆交通基本計画」(2017~2021)及び「大衆交通現況調査」(毎年)等を基に、持続的に公共交通の活性化方向を設定・推進 </p> |
| | <p>推進完了予定日</p> | <p>継続推進</p> |
| | <p>推進日程</p> | |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>課題番号</p> <p>56</p> | <p>学院法の規制緩和</p> <p>(芸術・体育分野の授業料調整命令制度の撤廃若しくは緩和)</p> |
| <p>関連部処 担当者</p> | <p>教育部 学院政策チーム カン・ヤンウン事務官(044-203-6380)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p>□授業料調整命令は、親の私教育費負担を軽減し、不要な教育投資による国家的浪費を最小化するための規定であり、芸術・体育分野に対してのみ本制度を緩和若しくは撤廃する特定の理由はない</p> <p>○授業料調整命令制度は原則、授業料は学院の設立・運営者が自律的に設定し、その金額が過大な場合に限り調整を命じるもので、法律上の根拠がある</p> <p>※学院の設立・運営及び課外教習に関する法律第15条第4項</p> <p>○授業料調整命令制度に関し、法院がその趣旨を肯定</p> <p>※授業料調整命令制度は、授業料の高額化を防止し、私教育における過剰な競争による親の経済的負担を緩和し、国家的にも非正常的な教育投資による人的・物的浪費を減らすことにその立法趣旨がある(ソウル行政法院2009糾合55195)</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進計画</p> <p>該当なし</p> |
| | <p>推進完了 予定日</p> <p>該当なし</p> |
| | <p>推進日程</p> <p>該当なし</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>課題番号</p> <p>57</p> | <p>日本製品の輸入通関の際のサンプル提出に関する改善</p> <p>(日本からの輸入食品に対する放射能検査緩和)</p> |
| <p>関連部処</p> <p>担当者</p> | <p>食薬処 輸入食品政策課 オ・ジェジュン事務官(044-719-2160)</p> <p>検査実査課 ソン・サンギル事務官(044-719-2230)</p> <p>検査実査課 カン・ソンピル事務官(044-719-2223)</p> |
| <p>検討意見</p> | <p>検討結果</p> <p>受入困難</p> |
| | <p>検討内容</p> <p>□福島原発事故(2011.3)以降、日本からの輸入食品(農畜水産物及び加工食品等)に対して放射能検査等、安全管理措置をとっている</p> <p>○今後の福島原発の様子が不確実な状況下で、国民の安全確保のために日本からの輸入食品に対する放射能検査は持続しなければならない</p> |
| <p>推進計画</p> | <p>細部推進</p> <p>計画</p> |
| | <p>推進完了</p> <p>予定日</p> |
| | <p>推進日程</p> |